

栃木県看護協会修学資金貸与規程

第1章 総則

(資金貸与の条件)

第1条 栃木県看護協会は次の各号に該当し、学費の支弁が困難と認められる者に対して修学資金を貸与する。

- (1) 栃木県内施設に勤務する看護職で、会員である者。
- (2) 保健師・助産師・看護師教育施設（大学院、大学、短期大学、及び進学課程を含む）の学生であること。
- (3) 日本看護協会、関連教育機関等が主催する専門・認定看護コース等の受講生であること。
- (4) 心身健康でかつ学業、品行ともに良好である者。
- (5) 将来栃木県看護協会の発展に貢献できる者であること。

(修学資金の貸与期間及び金額)

第2条 修学資金の貸与期間は、貸与決定から正規の修学期間とする。

- 2 修学資金の貸与額は、上限月額 50,000 円とする。
- 3 修学資金は無利息とする。

第2章 修学生の採用と修学資金の交付

(修学資金の申請)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者は、次の各号の書類を栃木県看護協会長（以下会長という）あてに申請しなければならない。

(1) 必要書類

- ① 推薦書（教育機関の長または施設長） 別紙様式 1-1、1-2
 - ② 修学資金貸与申請書 別紙様式 2
 - ③ 履歴書
- (2) 申請書類の提出期限は学生は 4 月末日、専門・認定看護コース等の受講生は 10 月末日とする。
- (3) 進級時、学生証明書等協会に提出し継続申請の手続きとする。

(連帯保証人)

第4条 修学資金貸与の貸与を受けようとする者は、次の各号にかかる要件を備えた連帯保証人 2 人を立てなければならない。

- (1) 第一連帯保証人は父母またはこれに代わる独立の生計を営んでいる者であること。
- (2) 第二連帯保証人は一定の職業をもち独立の生計を営んでいる者であること。

(修学生の決定)

第5条 修学生の決定は、栃木県看護協会理事会において行い、年間5名までとする。

2 修学資金の貸与決定を受けた者は、別紙様式4の修学資金返還計画書を会長あてに提出しなければならない。

(修学資金の交付)

第6条 修学資金は、原則として3カ月を一括して交付する。

(修学資金受領書の提出)

第7条 修学資金を交付された時は、別紙様式3により修学資金受領書を協会長に提出しなければならない。

(異動の提出)

第8条 修学生は次の各号に該当する場合は、直ちに届けなければならない

- (1) 休学または退学したとき
- (2) 停学、その他の処分をうけたとき
- (3) 連帯保証人を変更したとき

(修学資金の休止及び停止)

第9条 修学生が休学し、または長期にわたって欠席したときには修学資金の交付の休止をすることができる。

2 修学生が下記各号に該当すると認められるときは、修学資金の交付を停止する。

- (1) 障害や疾病のため成業の見込みのないとき
- (2) 学業成績または品行が不良となったときとき
- (3) 修学資金の貸与を必要としない事由が生じたとき

第3章 修学資金のおよび返還猶予

(修学資金の返還)

第10条 修学資金は、貸付期間の2倍の期間内に返還しなければならない。

2 第8条(1)(2)第9条2(1)(2)に該当する者は、一括返還を原則とする。

3 修学資金の返還が完了した場合、協会長から別紙様式5により修学資金返還完了書が送付される。

(修学資金の返還の猶予)

第11条 病気による休職、災害による支払いが困難になった場合及びその他理事会において承認された特別の事情が認められたとき。

2 返還の猶予をうけようとするときは、別紙様式6の修学資金返還猶予申請書を協会長あて提出する。

(修学資金返還の免除)

第12条 業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 返還の免除を受けようとするときは、別紙様式7の修学資金免除申請書を協会長あ

てに提出する。

(変更)

第13条 本規程は、理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

この規程は、平成 11 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 21 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 22 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。